松戸市農業委員会総会議事録

令和元年6月11日

令和元年松戸市農業委員会6月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和元年6月11日午後3時00分松戸市農業委員会総会を 松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	岩	佐	忠	夫	2番	椿		唯	司
3番	山	口	輝	雄	5番	渡	邊	慶	弘
6番	渡	邉	洋	子	7番	杉	浦	昌	平
8番	中	村		攻	9番	眞	嶋		曻
10番	小	宮	克	忠	11番	鈴	木	榮	_
12番	Щ	室	_	美	13番	湯	浅	雅	之
14番	戸	張	春	彦	15番	近	藤	榮	_
明・矢切区域	齌	藤		香	明・矢切区域	平	Ш		實
東部区域	松	戸	英	樹	東部区域	湯	浅	孝	_
常盤平・五香区域	Щ	﨑	唯	司	馬橋・小金区域	小	幡	輝	雄
馬橋・小金区域	渡	辺		豊					

1. 欠席委員

常盤平・五香区域 飯 沼 静 男

1. 関係課出席職員

農政課長	岡	野		衛	<u>}</u> - - -	豊 主	課 査	三	澤	とあ子
みどりと 花 の 課 専 門 監	三	末	容	央	- 1	みどり 花 の 主任主	課	井	上	毅
昂出席職員										

1. 事務局出席職員

事務局長	田	村	嘉	章	事務) 補	司長 佐	渡	邊	憲	生
事務局長 補 佐	渋	谷	和	彦	係	長	寺	尾	敏	子
主任主事	紬	Ħ	折	亚						

開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより、令和元年6月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがいまして、松 戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名 委員を指名いたします。

議席番号11番鈴木榮一委員、議席番号12番山室一美委員の両委員を指名いたします。よ ろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申し出についてご報告します。

傍聴の申し出はございませんでした。

議 **長** ただいま、事務局からの報告のとおり傍聴の申し出はありませんので、早速議事に 入ります。

◎議案の提出

議 **長** 本日の議題は第1号から第7号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、 事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号、議案第2号

議 長 それでは、議案第1号 松戸市都市計画生産緑地地区の変更(追加)に対する意見 について、及び議案第2号 松戸市都市計画生産緑地地区の変更(廃止及び廃止に伴う地区 の分割)についてを議題といたします。

みどりと花の課さん、お願いいたします。

みどりと花の課専門監 みどりと花の課専門監の三末でございます。よろしくお願いいたしま

す。

それでは、議案第1号 松戸市都市計画生産緑地地区の追加指定による変更、及び議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の廃止及び廃止に伴う地区の分割による変更について、ご説明させていただきます。

初めに、松戸市における生産緑地指定の経緯についてです。

松戸市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、新法に基づく都市計画変更を行い、平成4年11月に671地区、約169.31~クタールを生産緑地地区に指定いたしました。その後、主たる農業従事者の死亡、または故障等による買い取り申し出を経た行為制限の解除に伴う生産緑地の廃止や、農業従事者からの追加要望を受けての生産緑地の追加指定が行われ、平成30年度末で、市内の生産緑地地区は504地区、約125.31~クタールが指定されております。

では、議案第1号及び第2号の概要について、説明させていただきます。議案のペーパーとは別に、お手元に配付させていただいた資料に基づき、説明をさせていただきます。右上に、第1号、第2号と書いてあるA4の資料でございます。

最初の1ページ目は、総括表になっております。

1番の一団化が図られることによる追加が、議案第1号の内容となっております。追加が 3地区、面積にしまして約0.05~クタールの増加となっております。

次に、2番の買い取りの申し出による廃止と、3番の廃止に伴う地区の分割が、議案の第2号となります。買い取り申し出による廃止は、14地区で約2.84へクタールの減少となっており、買い取り申し出理由の内訳につきましては、死亡によるものが9件、故障によるものが5件となっております。

廃止に伴う地区の分割につきましては、1地区、約0.08へクタールが新たに設置されます。

資料の2ページはこのたびの変更箇所の位置図、3ページ以降はそれぞれの変更箇所の計画図となります。

初めに3ページです。議案第1号の追加指定につきましては、3地区とも新作になります。 上の図面の369号新作第2と370号新作第3、下の図面の375号新作第8の、それぞれ黒で塗りつぶしてある区域が追加指定箇所となります。筆数にしますと、合計で5筆であり、追加指定基準であります、既に指定されている生産緑地と一団化が図られるという基準を満たしております。

また、現況は、畑として既に良好な作付がなされており、現地につきましては、先日、ご

担当の委員の皆様にご確認をいただいているところでございます。

以上により、生産緑地地区として、緑地機能の増進により、都市環境の向上に資するものと認められることから、このたび追加指定をするものでございます。

続きまして、議案第2号の廃止及び廃止に伴う地区の分割についてですが、平成30年1月 1日から平成30年12月31日までの間に、買い取りの申し出があった生産緑地地区の廃止及 び廃止に伴う地区の分割をするものです。

内訳としては、全部の廃止が8地区、一部の廃止が6地区となっており、行為制限の解除 に伴う生産緑地の廃止となります。

こちらにつきましては、4ページ以降の計画図でそれぞれの箇所を示してございますが、 5ページの上段にあります86号平賀第8生産緑地地区につきましては、生産緑地地区を分断 する形で生産緑地の廃止がされることになりますので、地区を分割し、689号平賀第10生産 緑地地区を新たに設置するものでございます。

今後のスケジュールでございますが、千葉県との事前協議を経て、8月に都市計画(案)の縦覧、11月に松戸市都市計画審議会に付議をさせていただき、承認の後、告示をもって都市計画決定をする予定でございます。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、みどりと花の課さんより内容の説明がございました。

まず、議案第1号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。 杉浦委員。

杉浦委員 7番、杉浦です。

現地を確認しましたが、きちっと管理されています。賛成したいと思います。

議 長 ただいま、杉浦委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしまし

た。

続きまして、議案第2号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言お願いいたします。

戸張委員。

戸張委員 14番、戸張です。

第2号の生産緑地の廃止及び廃止に伴う地区の分割についてですが、みどりと花の課から の説明でよくわかりました。相続とかいろんな故障とかがありますので、それはやむを得な いと思います。賛成いたします。よろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま、戸張委員より原案に賛成との意見がありました。 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

みどりと花の課さんは、公務のためここで退席いたします。 ありがとうございました。

(みどりと花の課退室)

◎議案第3号

議 **長** それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。 それでは、利用計画について、農政課長よりよろしくお願いいたします。

農政課長 農政課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利 用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。 今回は新規設定案件6件となっております。

それでは、当日差しかえ資料として配布されている議案書7ページ、申請地につきましては、議案参考資料の1、2ページをごらんください。

議案書第3号1番及び次の2番の案件は、5月27日、とうかつ中央農業協同組合松戸南支 店において、湯浅孝一地区促進員を中心に御審議をいただき、作成された計画案となります。 それでは、1番から順にご説明してまいります。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,490平方メートルでございます。

本案件の利用権の種類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者につきましては、高齢による労働力不足のため、農地の貸し付けを希望されました。 借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権 設定後は、白菜やタマネギを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第3号の1番についての内容の説明がございました。 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。 渡辺委員。

渡辺推進委員 推進委員の渡辺です。

農政課長の説明でよくわかりました。賛成したいと思います。お諮り願います。

議 **長** ただいま、渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、2番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第3号2番をご説明いたします。

議案書7ページ、表の2番、並びに、申請地につきましては、議案参考資料の1、2ページをごらんください。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑、2筆の合計面積は1,033平方メートルです。

利用権の書類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため、農地の貸し付けを希望されました。

借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権 設定後は、白菜やタマネギを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま農政課長より、議案第3号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

どうですか。

渡辺委員。

渡辺推進委員 推進委員の渡辺です。

先ほどの議案第3号の1番と同じですので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま、渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 **長** それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて3番、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第3号3番をご説明いたします。

本案件は、5月30日、とうかつ中央農業協同組合常盤平支店において、小暮一政地区促進 員を中心にご審議いただき、作成された計画案となります。

それでは、議案書7ページ、表の3番、及び、申請地につきましては議案参考資料の3ページから4ページをごらんください。

対象農地の所在地は千駄堀、現況地目は畑で、2筆の合計面積は1,655平方メートルでご

ざいます。

利用権の種類は使用貸借件で、期間は5年間の設定です。

貸付者につきましては、労働力不足のため貸し付けを希望されました。

借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の決定を希望しており、利用権 設定後は、ネギやジャガイモを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま農政課長より、議案3号の3番についての内容の説明がございました。農 業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

真嶋委員。

眞嶋委員 9番、眞嶋でございます。

農地の集積とはこういうものであろうかという素晴らしい貸借だと思います。

賛成します。

議 長 ただいま、眞嶋委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者举手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の3番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、4番について、農政課長よりお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第3号第4番をご説明いたします。

なお、4番及び次の5番の案件につきましては、5月30日、とうかつ中央農業協同組合六和支店において、小幡輝雄地区促進員を中心にご審議いただき、作成された計画案となります。

それでは、差しかえ前の裏にある議案書8ページの表4番、及び、申請地につきましては 議案参考資料の5ページから6ページをごらんください。

対象農地の所在地は旭町、現況地目は田で、2筆の合計面積は1,282平方メートル、利用

権の種類は使用貸借件で、期間は5年の設定でございます。

貸付者につきましては、高齢による労働力不足のため貸し付けを希望されました。

借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権 設定後は米の生産を計画されています。

現地を確認したところ、水田として管理可能な状況でした。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第3号の4番について内容の説明がございました。 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。 戸張委員。

戸張委員 14番、戸張です。

ただいまの農政課長の説明でよくわかりました。この借受者は農業意欲のある、まだ若い 方ですので、後々農業やっていただけると思います。私は賛成いたします。よろしくお願い いたします。

議 **長** ただいま、戸張委員より原案に賛成との意見がございました。 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者举手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の4番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、5番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第3号第5番をご説明いたします。

議案書8ページの表5番、及び、申請地につきましては議案参考資料の7ページから8ページをごらんください。

対象農地の所在地は七右衛門新田、現況地目は田で、面積は981平方メートル、利用権の種類は賃借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者につきましては、高齢による労働力不足のため貸し付けを希望されました。

借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権 設定後は米を生産予定です。

現地を確認しましたところ、水田として適正に管理されていました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま農政課長より、議案第3号の5番について内容の説明がございました。 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。 戸張委員。

戸張委員 14番、戸張です。

ただいま、農政課長の説明でよくわかりました。この水田は、借受者の自宅のすぐ下の田 なので、適正に管理されると思います。私は賛成いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、戸張委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の5番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

続いて、6番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第3号第6番をご説明いたします。

本案件は、6月5日、とうかつ中央農業協同組合松戸南支店において、平川實地区促進員を中心にご審議いただき、作成された計画案となります。

それでは、議案書8ページ、表の6番、及び、申請地につきましては議案参考資料の9ページから10ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切、現況地目は畑で、面積は522平方メートル、利用権の種類は 使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため貸し付けを希望されました。

借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、ナスや

ピーマンを主体に耕作していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** ただいま農政課長より、議案第3号の1番について内容の説明がございました。 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 11番、鈴木でございます。

借受者ですね、ほかにも当制度を利用いたしまして農地を借り受けしておりますが、全て 適正に管理しており、一生懸命耕作しておりますので、賛成いたします。よろしくお願いい たします。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

渡邉委員 6番、渡邉です。

鈴木委員と同様です。借受者は認定農業者ということですし、意欲を持って農業をされている、そういうことと、規模拡大を目指すということで、賛成したいと思います。

議 長 松戸推進委員。

松戸推進委員 推進委員の松戸です。

借受者がここの土地を借りると、今耕作しているところと畑続きになるので、作業性も上がると思うので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員、渡邉委員、松戸推進委員より、原案に賛成との意見がございま した。

ほかにご意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の6番につきましては、原案のとおり決定をいた しました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

(農政課長退室)

◎議案第4号

議 **長** 次に、議案第4号から6号について、特別審議会で検討した結果についてご審議い ただくものでございます。

去る令和元年5月14日、特別審議会を開催いたしました結果について、事務局より報告を お願いいたします。

事務局 それでは、まず、議案第4号 下限面積の設定についてをご説明申し上げます。

こちら、議案書の9ページのほうをごらんください。

農地法第3条による農地の権利移動ですね、賃貸であったりとか売買についてなんですけれども、こちらについての面積要件としましては、北海道を除き、農地法上、全国で取得後の面積が50アールになるようにというような設定になっております。ただし、その例外措置として、各農業委員会で独自に面積要件を設定できるため、本市では、平成25年度から市街化区域内の農業経営の下限面積を10アールと設定しております。具体的な設定理由については、お手元の資料9ページの記載のとおりでございます。

下限面積が10アールに緩和されていることについては、松戸市のホームページで公開して おります。

特別審議会では、下限面積の設定について、昨年同様市街化調整区域内の農業経営の下限 面積を50アール、市街化区域内の農業経営の下限面積を10アールと設定することに、意見 決定いたしました。

以上、特別審議会における検討結果として、ご説明申し上げました。以上です。

議 **長** まず、議案第4号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言お願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員 5番、渡邊です。

議案第4号 農地法第3条の下限面積の設定ですが、市街化調整区域につきましては、法 律どおり50アール、市街化区域につきましては10アールとする面積設定ですが、妥当では ないかと思います。特別審議会に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま渡邊委員より、特別審議会案を承認するとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

はい、どうぞ。山﨑さん。

山﨑推進委員 推進委員の山﨑です。

私も、調整区域が50アール、市街化区域が10アールというのは、妥当な設定面積だと思いますので、特別審議会案に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 **長** ただいま渡邊委員、山﨑委員より、特別審議会案を承認するとの意見がありました。 ほかにご意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

議 **長** それでは、ご意見がないようでございますので、原案を承認する方は挙手をお願い いたします。

(賛成者举手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号 下限面積の設定につきまして、原案のとおり承認されました。

◎議案第5号、議案第6号

議 長 次に、議案第5号から6号について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号及び第6号について、ご説明申し上げます。

この両議案につきましては、農林水産省通知に基づき、農業委員会の前年度における活動 の点検・評価及び当該年度の活動計画について、6月末までに公表し、千葉県を通じ国に提 出するものであります。

まず、議案第5号についてご報告申し上げます。

農業委員会の活動の点検・評価を報告いたします。

議案参考資料の12ページから19ページまでをごらんください。

内訳は8項目でございます。

項目1つ目は、農業委員会の状況です。

1農業の概要についてですが、遊休農地面積については、平成29年度より0.5~クタール減少した4.3~クタールとなっています。

項目2つ目は、担い手への農地の利用集積・集約化です。

2平成30年度の目標及び実績における新規実績が1.9~クタールとなっておりますが、1 現状及び課題におけるこれまでの集積面積219.6~クタールに対して、2平成30年度の目標 及び実績における集積実績が218.2~クタールと1.4~クタール減少となっております。これについては、生産緑地の廃止や市街化農地の転用などが要因になっていると思われます。

項目3つ目は、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。記載の通りです。

項目4つ目は、遊休農地に関する処置に関する評価です。

2 平成30年度の目標及び実績における解消実績は0.6~クタールとなっております。この要因としては、農地転用されたことの他にも、昨年、東部地区の委員さんの提案で、東部地区の遊休農地を対象に例年の利用意向調査時期以外に意向に関するアンケートを行ったことが挙げられます。これにより、遊休農地が営農再開可能な状況に復元された例がありました。項目5つ目は、違反転用への適正な対応です。

継続して残っている違反転用が0.33ヘクタールありますが、今後も引き続き、県と共に 指導して、原状回復するよう求めていきたいと思います。

項目6つ目は、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検、項目7つ目は、 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。記載のとおりです。

項目8つ目は、事務の実施状況の公表等です。

2 農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出についてですが、昨年の11月2日 に、市長へ提出しております。

各項目とも詳細については、資料に記載のとおりでございます。

以上の8項目について、平成30年度における活動点検及び評価を行うものです。

次に、議案第6号 農業委員会の活動計画についてを報告いたします。

議案参考資料20ページから27ページをごらんください。

内訳は5項目ございます。

項目1つ目は、農業委員会の状況。

項目2つ目は、担い手への農地利用集積・集約化。

項目3つ目は、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

項目4つ目は、遊休農地に関する措置。

項目5つ目は、違反転用への適正な対応。

計画内容の詳細については、資料に記載のとおりであります。

以上が、令和元年度の活動計画(案)であります。

なお、活動計画の作成に当たっては、議案第5号の平成30年度活動実績及び評価並びに農 地利用の最適化の推進に関する指針を踏まえ、数値目標を決定いたしました。

以上、特別審議会における検討結果として報告をさせていただきます。

議長ありがとうございました。

議案第5号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。 渡辺委員。

渡辺推進委員 推進委員の渡辺です。

第5号議案ですが、農業委員会の活動の点検及び評価についてですが、おおむね目標達成 していますので、妥当な内容と思います。よって、第5号議案を承認したいと思います。よ ろしくお諮り願います。

議 長 ただいま、渡辺委員より特別審議会案を承認するとの意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

中村委員。

中村委員 8番、中村です。

内容については、頑張っているという実態があらわれていると思いますけれども、一方で 課題もかなりはっきりしてきているんではないかなというふうに思うんですよね。

1つは、やはり新規参入者というのは、やっぱりほとんどゼロというか、新しく農業を継いでいくというふうな、そういう後継者が育成されていないというふうな課題が、1つはっきり出てきているというふうに思うので、このことについては、農政問題研究会でひとつ、やはり新たな松戸の農業の後継者をどういうふうにして育てていくのかというふうなことを、実は研究していく必要があるというふうなのが第1点、この報告の中からですね。

それから、もう一つは、やはり遊休農地ですね。年に一度事務局に連れて行ってもらって終わりではなく、それぞれの委員さんが担当している地域については、事務局に地図を用意してもらって、委員自ら定期的にパトロールし、遊休化が懸念される農地については担い手に結び付けていかなければならないと思います。それが2点目ですね。

それから、3点目は、先ほど事務局のご報告にもありましたけれども、あれは多分、紙敷の地域で2反ほどでしたっけね、非常に、草がぼうぼうと生えて何年も放置されているとこ

るを、私たちのほうで利用者に調査を、去年かけまして、どうしていますかと、もしこのまま放っておくと、やっぱり犯罪の場所とか火災の場所とか、あるいは隣地の農業への影響とか、そういうふうなのが、あなたの農地からは発生していますよというふうなことをきちんと書きまして、それで、今後の利用方向についてどういうふうに考えていますかということを調査いたしました。その結果、2反ほどが、ことしに入って土を入れて、そして今、7月の中旬にはでき上がるんだと思いますけれども、畑地に改善されてきています。したがって、やっぱり必要な意向調査なんかをきちんと、やっぱりそういうふうにして荒らしていることによって、どういう問題が周りで起こっているのかということをきちん訴えた上でやっていけば、動いていくもんだな、ちゃんと、ある程度対応される方も出てくるんだなということを実感いたしましたので、そういう手も参考にしてやっていただくということが、いいんじゃないかというふうに、この報告書の中で思いました。

その3点ですね。1つは、やっぱり現地パトロールをきちんとやりましょうということです。それから、農政問題研究会のほうで、後継者問題については詰めて考えていかないと、ほとんど、このままでは新しく生まれてこないまま、高齢者の方たちがやめていくというふうな状況が進んでいきますということは、ここの中でもはっきりしてきているわけですから、そのことについては、詰めて考えていく必要があるというふうに思います。

それから、今言ったように、ちゃんとした意向調査をかけていけば、農地に戻される方もいるんだよということを、皆さんのほうでも参考にされて、それぞれの地域で必要な、やっぱり遊休農地にしてみえる方への調査をやる必要があるんじゃないかということ、その3点を、別にこの報告書についての補強意見として、これはこれでよくできていると思いますけれども、ここからそういうことを読み取る必要があるというふうなことで、つけ加えさせていただきたいというふうに思います。

それから、1つ質問があるんですけれども、これは、ここの事務局の報告の前のところで、この50アールと10アールの下限面積の設定のところで、こういう原案を出されたんですけれども、ちょっと僕の記憶が不確かなのかもわかりませんけれども、これ、特別審議会で議論したというふうに、原案をつくったというふうになっていますよね。松戸市の農業委員会の規定の中に、特別審議会の規定というのはあるんでしょうか。

事務局 運営に関する規則の中に、特別審議会という位置づけはございます。

中村委員 ああ、そうですか。

それで、メンバーはどういうメンバーで、こういうことは大体そこで原案のたたきをつく

るんだよというふうな事柄については、その業務内容ですね、審議会の。そういうような事柄についても、明記されているんですね。

事務局 はい、されています。

中村委員 じゃ、わかりました。

議 **長** ただいま、渡辺委員からは賛成意見、そして、つけ加えて、中村委員より3点についてお話がございました。

それでは、ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございますので、原案を承認する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号 農業委員会の活動の点検・評価につきましては、 原案のとおり承認されました。

引き続きまして、議案第6号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いい たします。

山室委員。

山室委員 12番、山室です。

今回の農業委員会の活動計画についてですが、昨年の実績と農地利用の最適化の推進に関する指針を踏まえたとの内容ですので、妥当と思われます。原案に賛成いたします。

議 **長** ただいま、山室委員より、特別審議委員会案に賛成との意見がありました。 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第6号 農業委員会の活動計画につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

◎議案第7号

議 **長** 次に、議案第7号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とい たします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいた します。

第1審查会第2審查班座長 議席番号13番、湯浅雅之。

去る6月3日月曜日、議案第7号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査 会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、杉浦昌平副審査会長を初め、岩佐忠夫農業委員、山﨑唯司推進委員、湯浅孝一推 進委員と私の5名により、現地調査の上詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の 審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取 した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第7号の1番 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いた します。

議案書の15ページをごらんください。議案参考資料については、23ページから27ページ になります。

申請地の位置については、議案参考資料23ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請の理由ですが、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺の住民及び運送業者から 駐車場の要望を受けたことにより、申請地を取得して貸駐車場として使用するためです。

施設の概要ですが、普通車29台及び軽自動車1台の駐車場です。

整地につきましては、砂利敷き舗装です。

排水については、雨水のみとなり、自然浸透です。

被害防除については、東側は既存ブロックを使用し、南北の農地側は、新設コンクリートブロック2段積みにし、メッシュフェンスを設置し、土砂流出を防止いたします。

駐車車両は、全て前進駐車を行います。なお、申請地には照明は設置しないとの報告を受けております。

申請地西側の通路部分においては、土地所有者から使用承諾をとっており、この部分には 駐車しないよう、隣接借用者から承諾をとっております。 信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

費用については、全て自己資金で賄うとのことから、残高証明書の提出を求め、これを確認いたしました。

他法令について、該当する法令はございません。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第7号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございますが、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

山室委員。

山室委員 12番、山室です。

座長の説明でよくわかりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま、山室委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

松戸委員。

松戸推進委員 推進委員の松戸です。

ちょっと気になることがあったんですけれども、要望書なんですけれども、1人の人が書いているように思うんですけれども、これは、個人個人が書かないでもいいものなのでしょうか。

議 長 事務局、これについて。

事務局 今のお答えなんですけれども、複数の方からの要望があるのに、筆跡が一緒だよということですよね。確かに一緒にみえるのですが、ワープロ打ちに押印でも通りますので、これでよしとしました。

松戸推進委員 わかりました。

議 長 今、松戸委員より意見がございましたが、松戸委員、よろしゅうございますか。 松戸推進委員 はい。

議 長 賛成でよろしゅうございますね。

松戸推進委員 はい。

議 **長** それでは、山室委員、松戸委員より審査会意見に賛成との意見がありました。 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第7号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第7号の2番及び3番について、お願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第7号の2番及び3番について、同一事業のため 一括してご説明いたします。

議案書の15ページをごらんください。

権利の形態は、2番は売買に伴う所有権の移転で、3番は賃借権設定です。

申請理由は、支店の老朽化による建てかえ及び統合、市場が廃止されたことによる集出荷場が必要となることから、申請地を取得、賃借し、事務所及び集出荷場を建設するためです。 他法令については、開発行為のため都市計画法第29条が該当しますが、事前協議が済んで

いないため、土地利用計画図等が変更になる可能性があることから、審査会では審査ができない部分があるため、申請人に対し取り下げの意向を確認したところ、申請を取り下げる旨の回答を得ました。

後日、事務局に確認したところ、取り下げ書が提出された旨の報告を受けたことから、本 案件については取り下げとなり、来月以降改めて申請となります。

以上です。

議 **長** ただいま、湯浅座長より議案第7号の2番及び3番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

戸張委員。

戸張委員 14番、戸張です。

ただいま、座長の説明でよくわかりました。書類が足らないと、不備があったので、取り 下げは当然だと思います。異議ありませんので、よろしくお願いします。

議 **長** ただいま、戸張委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第7号の2番、3番につきましては、審査会報告のとおりといたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書17ページ、報告事項1から、31ページ、報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、17ページ の記載のとおり、相続の届出が2件あり、受理いたしました。なお、2件ともあっせん希望 はありませんでした。

次に、19ページ、報告事項 2、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてですが、19ページから21ページまでの記載のとおり、田が 6 件、2, 393平方メートル、畑が12件、4, 815平方メートル、合計で18件、7, 208平方メートルを受理いたしました。

次に、23ページ、報告事項 3、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてですが、23ページから26ページまでの記載のとおり、田が 8 件、1,608平方メートル、畑が15件、3,662平方メートル、合計23件、5,270平方メートルを受理いたしました。

次に、27ページ、報告事項4、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について

ですが、記載のとおり、2件許可申請の取り下げ願が提出され、これを受理いたしました。 次に、29ページ、報告事項5、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につい てですが、記載のとおり2件の申請があり、県知事宛てに送付いたしました。

次に、31ページ、報告事項6、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、31ページ記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和元年6月総会を終了いたします。

閉会 午後 4時30分